

令和5年度森の資源研究開発事業募集要領

令和5年(2023年)4月28日
滋賀県

森の資源研究開発事業について、以下のとおり募集します。

1 事業の概要

県内で生産された木材をより多く利用することは、森林の整備や山村の活力の増進につながります。

そのために、県産材を用いた新たな製品開発や主伐・再造林を促進させるための森林整備に関する技術開発を行う場合に、必要な経費の一部を補助します。

2 事業のながれ

日程 ※目安	応募者	滋賀県
4月		①研究団体の募集開始
5月	②応募	～募集締切
		③審査会にて審査・選定
		④内示(限度額等)
7月	⑤交付申請	
		⑥交付決定
	⑦研究の実施※ ～研究期間終了	
翌年2月末		
3月	⑧実績報告 (報告書作成)	⑨検査 ⑩額の確定
4月		⑪支払い
【未定】		⑪研究成果報告会(一般公表)

※研究期間は、補助金の交付決定日から令和6年2月末日までの間とします。

3 補助対象とする研究

県産材を活用した製品等の開発および森林整備に関する技術開発を研究対象とします。

研究内容および研究項目は、(1)(2)のとおりです。

研究期間は原則として補助金交付決定日から翌年の2月末日とします。なお、同一テーマによる応募は3か年度を限度とします。

(1) 研究内容

県産材活用のための木材乾燥、木材加工および木質バイオマスに関する製品等の開発ならびに主伐・再造林促進のための森林整備に関する技術開発。なお、下記の開発を重点課題とし、優先的に選考するものとします。

- ① 木製玩具等の木育の推進に資する開発
- ② 脱炭素化の推進に資する開発
- ③ 再造林の促進に資する開発

(2) 研究項目

- ①事業可能性調査

- ア) マーケティング調査
- イ) 事業化計画策定
- ②研究開発・調査研究
 - ア) 新製品の試作（製品の改良）、新技術の検証
 - イ) モニター調査

ただし、事業可能性調査だけの応募は原則として認めません。

なお、①のイ)の「事業化計画策定」は必須とします。

4 補助対象者

補助金交付の対象となる者は、滋賀県内に事務所等を有する団体または当該団体を構成員の一つとする共同チームとします。会則などを定めた構成員が3人以上である任意団体でも補助の対象となります。

なお、同一の団体、構成員による複数の応募は受付しないこととします。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、上記の研究項目に係る経費のうち、次に掲げる経費とします。

人件費、賃金、謝金、旅費、印刷費、会議費、賃借料、通信運搬費、委託費、資機材費および消耗品費

ただし、人件費は補助対象経費総額の1/3を上限とします。

また、資機材費のうち原則として1件50万円以上までの機械器具は補助対象外としますが、特段の事情がある場合は、書面に購入の必要性等を詳細に記載し補足書類として提出してください。

1件10万円以上の資機材購入費については、複数見積を行い経費削減に努めてください。

なお、交付決定日以降に研究を開始し、令和6年2月末までに終了する経費が補助対象ですので、交付決定前に支払った経費や当該年度の3月以降に必要とする経費は補助の対象になりません。

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

- ① 建物など施設の建設に関する経費、不動産取得に関する経費
- ② 共同研究者に対する委託経費

6 補助率および補助金上限額

補助率は補助対象経費の1/2以内です。

補助金の上限額は、事業の期間にかかわらず1事業主体あたり100万円とします。

なお、補助金額は希望額どおりにならないことがあります。

7 応募手続

- (1) 応募書類の提出先

「12 応募書類の提出先・問合せ先」のびわ湖材流通推進課に提出してください。

- (2) 応募期間

令和5年4月28日（金）～令和5年5月24日（水）

（受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く））

※郵送等による提出の場合、5月24日（水）必着

※応募期間を過ぎた提出の場合は受理できません。

- (3) 応募書類

- ①所定の応募書類に必要事項を記入の上、紙およびデータにて提出してください。

応募書類の様式は、県のウェブサイトからも入手できます。

- ②応募書類は、A4版縦を使用して作成してください。印刷は片面印刷をお願いします。

- ③委託費および資機材費（資材は除く。）を補助対象経費に計上する場合は、①の応募書類に見積書を添付してください。複数見積を徴収した場合、全ての見積書を添付してください
- ④説明に必要な資料は添付してください。
- ⑤応募書類に使用する言語は日本語とし、計量単位はS I 単位（国際単位系）で作成してください。
- ⑥応募書類はワープロなど判読しやすいもので作成してください。
- ⑦応募予定の研究と同一のテーマ・内容で他の機関へも応募している場合は、その旨を応募書類に記載してください。
- ⑧応募書類は審査およびこの事業に関わる業務にのみ使用します。なお、応募書類は返却しません。

8 審査・選定

（1）審査方法

森の資源研究開発事業審査会（以下、「審査会」という）を開催し、有識者からの意見を聞いたうえで、予算の範囲内で採択します。

審査会および選考過程は非公開とします。

審査会では1次審査（書類審査）と2次審査を行います。

2次審査は、1次審査を通過した応募者を対象に実施します。応募者には、説明資料を準備いただき、応募内容について説明いただきます。（日時、場所、説明方法、必要部数等については別途連絡します）。

また、応募内容の確認等のために、ヒアリング、追加資料の請求または現地調査を行う場合があります。

（2）審査結果の通知

審査の結果（採択または不採択）は、応募者に対して文書で通知します。（令和5年6月下旬予定）

ただし、審査に関する問合せには応じられません。

（3）公表

採択となった場合には、応募者名（会社名等・代表者名）、住所、研究課題名、研究概要および助成金（内示）額を公表します。

9 補助金の交付申請

審査の結果、採択となった方（以下、「採択研究者」という。）は、補助金の内示通知を受けた後、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

10 研究の実施に関する事項

（1）実績報告

研究期間終了後、知事の指定する日に研究内容に関する報告をしていただくとともに、実績報告書を提出していただきます。

（2）検査

実績報告書提出後、知事の指定する日に補助金の交付に関する確認検査を行いますので、発注書や領収書等の経理関係書類について、とりまとめておいてください。

（3）補助金の支払

補助金の支払は、原則として研究終了後に精算払いとなります。

（4）状況報告

研究期間中に現地調査の実施や進捗状況を報告いただくことがあります。

（5）成果発表会

県民の皆さんに向けて公開で開催する成果発表会において、研究の成果報告等を行っていただくことがあります。

11 その他

- (1) 研究の実施を通じて発生する産業財産権および著作権（以下、「知的所有権」という。）は、採択研究者に帰属します。
- (2) 知的所有権の確立、維持等の費用は採択研究者の負担とします。
- (3) 研究終了後、商品化に関して進捗状況を確認させていただくことがあります。

12 応募書類の提出先・問合せ先

担当 : 滋賀県 琵琶湖環境部 びわ湖材流通推進課 びわ湖材利用係
住所 : 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1
電話 : 077-528-3915
FAX : 077-528-4886
E-mail : dj02@pref.shiga.lg.jp